



発行 東京都

目次

規則

○東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則…

…（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）…

告示

○平成二十年東京都告示第千一百一十号（東京都震災対策条例による救出及び救助の活動拠点の指定）の一部改正…

…（総務局総合防災部防災管理課）…

公告

○建築基準法による一団地の区域…

…（都市整備局市街地建築部建築指導課）…

○争議行為の予告…

…（産業労働局雇用就業部労働環境課）…

規則

東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十八日

東京都知事 舩添 要一

●東京都規則第九十四号

東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則（平成十六年東京都規則第二百

二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、対象者が医療費助成を初めて受ける場合であつて、当該医療費助成に係る治療内容が第一号、第二号、第四号又は第五号に該当するときは、助成の額の範囲を三十万円までとする。

第四条の二第二項中「又は経皮的精巣上体内精子吸引採取法（PESA）」を「経皮的精巣上体内精子吸引採取法（PESA）又は精巣内精子吸引採取法（TESA）」に改め、ただし書を削除する。

別記第一号様式中

1 通算6回まで
2 年2回（初年度3回）まで

1 通算6回まで
2 通算3回まで

（フリガナ）
□座名義人

（フリガナ）
□座名義人（申請者）

別記第二号様式中

A B C D E F
該当する記号（注1参照）に○を付けてください。

A B C D E F
該当する記号又は内容（注1参照）に○を付けてください。

〔注〕採卵に至らないケース（複製的治療のないもの）は助成対象となりません。

〔★〕採卵に至らないケース（複製的治療のないもの）は助成対象となりません。ただし、精子を採取するための手術（医療保険適用外）を実施し、精子が得られなかったために治療を中止した場合に限り、採卵を実施していません。この場合の助成対象となる手術は、平成28年1月20日以後に治療を終了したものに限り、

「又は経皮的精巣上体内精子吸引採取法（PESA）」を「経皮的精巣上体内精子吸引採取法（PESA）又は精巣内精子吸引採取法（TESA）」とし、「実施したものに限り、」の次に「ただし、精巣内精子吸引採取法（TESA）の場合の助成対象は、平

成28年1月20日以後に治療を終了したものに限りません。」を「経皮的別記第三号様式中「又は経皮的精巣上体内精子吸引採取法(PESA)」や「精巣上体内精子吸引採取法(PESA)又は精巣内精子吸引採取法(TESA)」及び

1 T E S E 2 M E S A 3 P E S A
該当する番号に○を付けてください。

1 T E S E 2 M E S A 3 P E S A 4 T E S A
精子回収の結果 1得られた 2得られずに治療中止
該当する番号に○を付けてください。

この証明書は、特定不妊治療を受ける指定医療機関で「特定不妊治療助成事業実施等証明書」(第2号様式)を発行していただく際に提示してください。
助成対象となる手術は、平成27年4月1日以後に手術を実施したものに限りません。
この証明書は、特定不妊治療を受ける指定医療機関で「特定不妊治療助成事業実施等証明書」(第2号様式)を発行していただく際に提示してください。
助成対象となる手術は、平成27年4月1日以後に手術を実施したものに限りません。ただし、精巣内精子吸引採取法(PESA)の場合及び精子が得られなかったために治療を中止した場合の助成対象は、平成28年1月20日以後に治療を終了したものに限りません。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第四条第一項ただし書の規定は、平成二十八年一月二十日以後に治療が終了した特定不妊治療について適用する。
2 改正後の規則第四条の二第一項の規定は、平成二十七年四月一日以後に治療を開始し平成二十八年一月二十日以後に治療が終了した特定不妊治療について適用する。
3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則別記第一号様式、第二号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

東京都告示第五百二十九号

平成二十年東京都告示第千百一号(東京都震災対策条例による救出及び救助の活動拠

点の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

東京都知事 外 添 要

別表一を次のように改める。

別表一

救出及び救助の活動拠点(救出・救助部隊の活動拠点)

名称	所在地
東京都立木場公園(多目的広場)	江東区平野四丁目地内
東京都立駒沢オリシビック公園(陸上競技場)	目黒区東が丘二丁目及び世田谷区駒沢公園各地内
東京都立砧公園(野球場)	世田谷区砧公園地内
東京都立代々木公園(陸上競技場)	渋谷区神南二丁目地内
東京都立和田堀公園(競技場)	杉並区大宮二丁目地内
東京都立城北中央公園(競技場)	板橋区桜川一丁目及び練馬区氷川台一丁目各地内
東京都立舎人公園(陸上競技場)	足立区舎人公園地内
東京都立水元公園(駐車場)	葛飾区水元公園地内
東京都立葛西臨海公園(第三駐車場)	江戸川区臨海町六丁目地内
東京都立篠崎公園(野球場)	江戸川区上篠崎一丁目地内
八王子市立上柚木公園(陸上競技場)	八王子市上柚木二丁目地内

北野高度処理施設用地(多目的広場)	八王子市北野町地内
八王子市立富士森公園(陸上競技場)	八王子市台町二丁目地内
八王子市立滝ガ原運動場(グラウンド)	八王子市高月町地内
東京都立武蔵野中央公園(原っぱ広場)	武蔵野市八幡町二丁目地内
青梅スタジアム(野球場)	青梅市今井五丁目地内
東京都立武蔵野の森公園(朝日サッカー場)	府中市朝日町三丁目地内
東京都立府中の森公園(サッカー場)	府中市浅間町一丁目地内
東京都立神代植物公園(芝生広場)	調布市深大寺元町五丁目地内
東京都立小金井公園(いこいの広場)	小金井市関野町二丁目地内
多摩川グラウンド(河川敷)	日野市万願寺一丁目地先内
多摩川緑地公園グラウンド(野球場)	狛江市猪方四丁目地内
東京都立東大和南公園(陸上競技場)	東大和市桜が丘三丁目地内
多摩市立陸上競技場(陸上競技場)	多摩市諏訪四丁目地内
東京都立秋留台公園(陸上競技場)	あきる野市二宮地内
中央清掃工場	中央区晴海五丁目二番一号
港清掃工場	港区港南五丁目七番一号

墨田清掃工場	墨田区東墨田一丁目十番二十三号
有明清掃工場	江東区有明二丁目三番十号
新江東清掃工場	江東区夢の島三丁目一番一号
品川清掃工場	品川区八潮一丁目四番一号
目黒清掃工場	目黒区三田二丁目十九番四十三号
大田清掃工場	大田区京浜島三丁目六番一号
多摩川清掃工場	大田区下丸子二丁目三十三番一号
世田谷清掃工場	世田谷区大蔵一丁目一番一号
千歳清掃工場	世田谷区八幡山二丁目七番一号
渋谷清掃工場	渋谷区東一丁目三十五番一号
杉並清掃工場	杉並区高井戸東三丁目七番六号
豊島清掃工場	豊島区上池袋二丁目五番一号
北清掃工場	北区志茂一丁目二番三十六号
板橋清掃工場	板橋区高島平九丁目四十八番一号
練馬清掃工場	練馬区谷原六丁目十番十一号
光が丘清掃工場	練馬区光が丘五丁目三番一号
足立清掃工場	足立区西保木間四丁目七番一号
葛飾清掃工場	葛飾区水元一丁目二十番一号
江戸川清掃工場	江戸川区江戸川二丁目十番地

●東京都告示第五百三十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年三月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

中央区日本橋箱崎町十九番一、同番 平成二十八年二月二十四及び同番二十五 月二十五日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

公 告

争議行為の予告について

全関東単一労働組合執行委員長清水真理子から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年三月十八日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

雇用継続と賃金等の要求に関する件

二 日時

平成二十八年三月二十九日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

東京急行電鉄株式会社電気部電気工事事務所 大田区
 田園調布一丁目五十三番八号

四 種類
 すべての組合員、または一部組合員によるストライキ、
 もしくは怠業、その他あらゆる形式の争議行為を実施す
 る。(以上原文のまま掲載)

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定 価
 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001